

# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

豊かな自然環境に恵まれた西海市が、安全で幸福な生活と、自由で平和な社会が永遠に維持されていくことを願うものである。

国において、諸外国との友好に努め、平和を維持するためには、外交努力が払われることが重要であり、本市としても安心して暮らせるまちづくりに邁進する所存である。

本市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(防災基地対策課)

#### (1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

## 2 市国民保護計画の構成

(防災基地対策課)

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処

なお、資料については、別途、資料編を作成する。

## 3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(防災基地対策課)

### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(防災基地対策課)

### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとし、差別的取扱いをしてはならず、思想及び良心の自由、表現の自由を侵してはならない。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、必要な協力をするよう努めるものとする。なお、国民の協力は自発的な意志にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、NPO（民間非営利組織）・ボランティアへの支援に努める。

### (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するとともに、本市に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

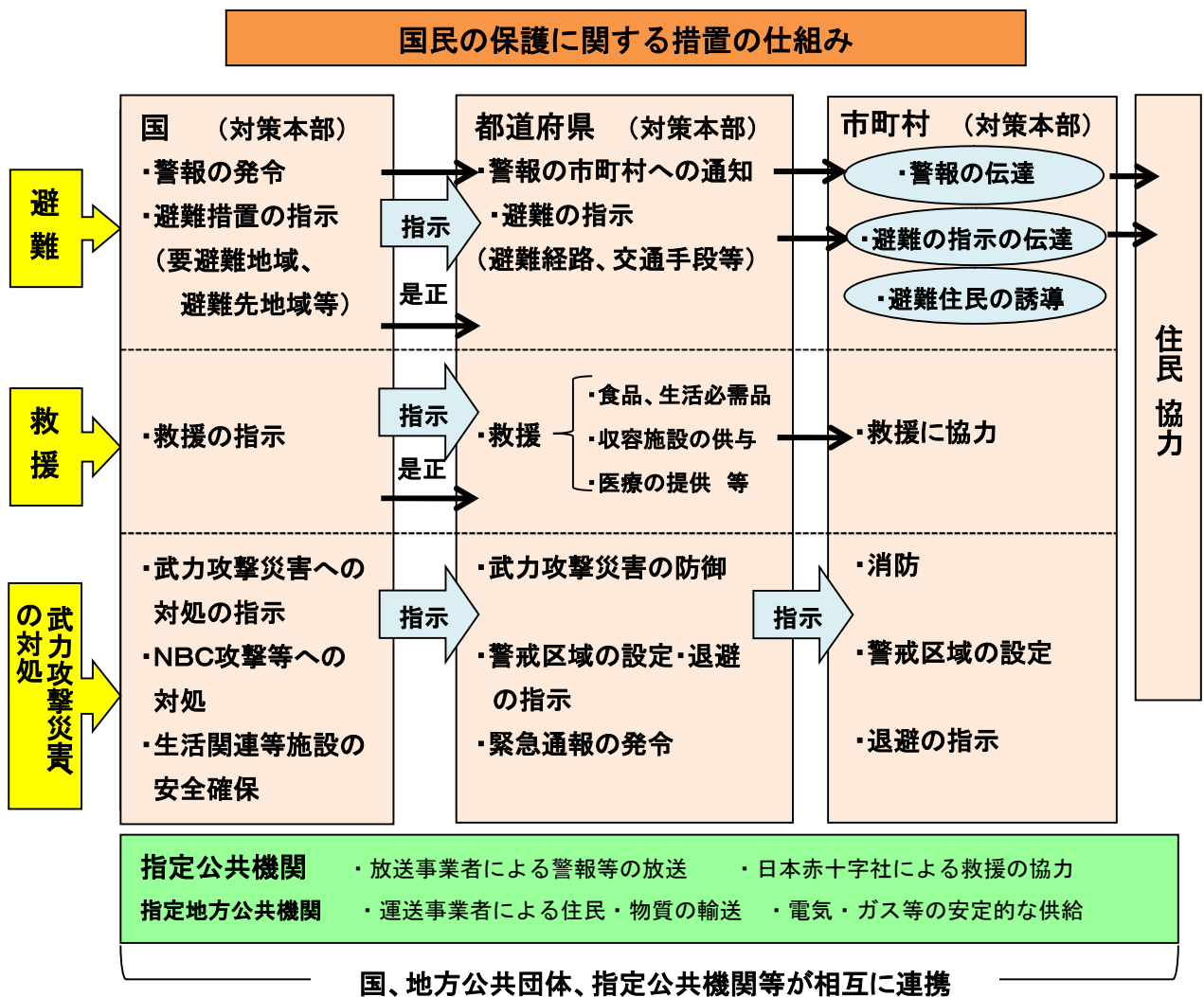
### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておくこととし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先について、以下のとおり定める。

(防災基地対策課)

#### 1 関係機関の事務又は業務の大綱

国、県及び市等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



国民保護措置について、国、県、市、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【国】

機関の名称	事務又は業務の大綱
国	1 警報の発令 2 武力攻撃事態等の情報の提供 3 避難措置の指示、救援の指示・支援 4 放射性物質等（NBC（核・生物・化学）災害）による汚染への対処 5 原子炉等による被害の防止 6 危険物質等に関する危険の防止 7 感染症等への対処

関係機関（指定行政機関等）の名称		
内閣官房	中小企業庁	農林水産省
内閣府	原子力規制委員会	林野庁
国家公安委員会	国土交通省	水産庁
警察庁	国土地理院	経済産業省
防衛省	外務省	資源エネルギー庁
金融庁	財務省	気象庁
総務省	国税庁	海上保安庁
消防庁	文部科学省	環境省
法務省	文化庁	観光庁
公安調査庁	厚生労働省	消費者庁
防衛装備庁	スポーツ庁	

## 【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、避難の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

本庁・振興局の名称									
本				庁	県	北	振	興	局
長	崎	振	興	局	五	島	振	興	局
県	央	振	興	局	壱	岐	振	興	局
島	原	振	興	局	対	馬	振	興	局

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

関係市町の名称			
長 崎 市	松 浦 市	長 与 町	佐 々 町
佐 世 保 市	対 馬 市	時 津 町	新 上 五 島 町
島 原 市	壱 岐 市	東 彼 杵 町	
諫 早 市	五 島 市	川 棚 町	
大 村 市	雲 仙 市	波 佐 見 町	
平 戸 市	南 島 原 市	小 値 賀 町	(計 1 2 市 8 町)

関係機関（消防機関）の名称	
長 崎 市 消 防 局	五 島 市 消 防 本 部
佐 世 保 市 消 防 局	新 上 五 島 町 消 防 本 部
県央地域広域市町村圏組合消防本部	壱 岐 市 消 防 本 部
島原地域広域市町村圏組合消防本部	対 馬 市 消 防 本 部
平 戸 市 消 防 本 部	
松 浦 市 消 防 本 部	(計 1 0 機関)



## 【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互互助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
九州防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること。 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
福岡財務支局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
長崎税関	1 輸入物資の通関手続
九州厚生局	1 救助等に係る情報の収集及び提供
長崎労働局	1 被災者の雇用対策
九州農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
九州地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
九州運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全確保
大阪航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
福岡管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第七管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	1 有機物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

関係機関（自衛隊）の名称	
自衛隊長崎地方協力本部	
陸上自衛隊 西部方面総監部	
海上自衛隊 佐世保地方総監部	
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	

（自衛隊 4機関）

### 【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び物資の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水供給事業者	1 水の安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路 港湾、空港管理者	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済円滑化の確保を通じた信用秩序の維持

## 2 関係機関の連絡先

「指定行政機関等」、「国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊）」、「関係指定公共機関」「指定地方公共機関」、「県（出先機関）」、「市町機関（教育委員会を含む。）」、「消防機関」、「その他の関係機関」の連絡先については、別途「資料編」に一覧性を持った資料として整理しておくものとする。

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(防災基地対策課)

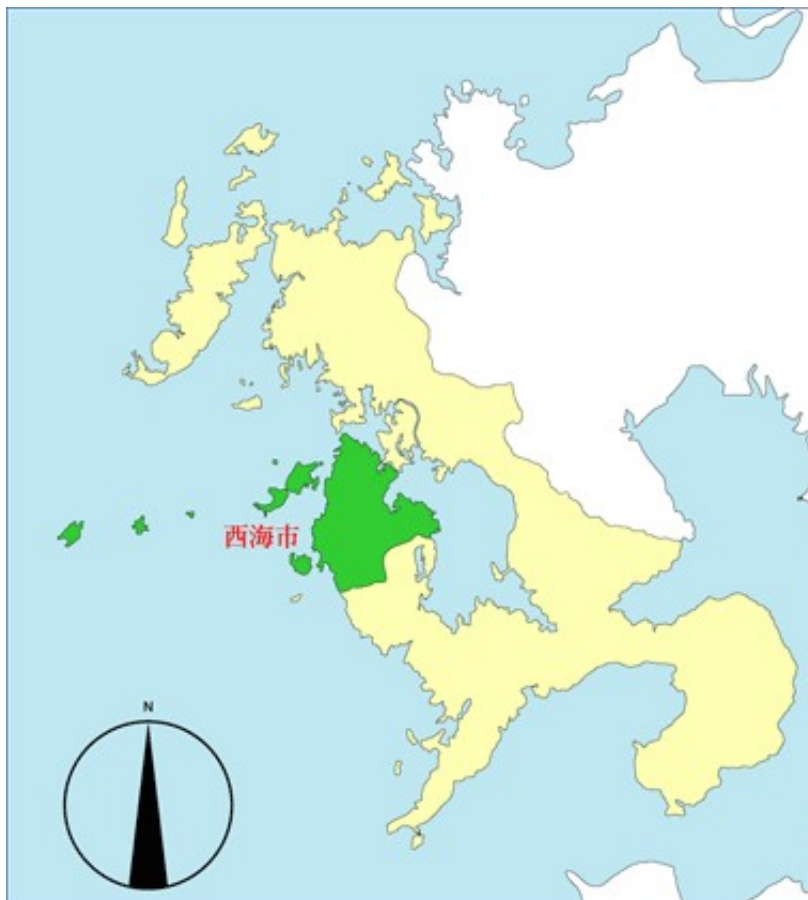
### (1) 地形

本市は、西彼杵半島北部にあり、長崎市と佐世保市の中に位置している。

東岸は、波静かな大村湾に、西岸は、五島灘・角力灘に面し、崎戸町江島・平島、大瀬戸町松島等の島々を有している。

本市の総面積は241.59k㎡で、長崎県全体の5.9%を占めている。地目別面積の割合を見ると、山林が45.7%で最も多く、農用地36.1%、原野9.5%、宅地5.0%、その他3.7%となっている。

本地域は、リアス式海岸などの地形を持った海岸線や、点在する大小さまざまな島、丘陵起伏が続く地形といった美しく優れた自然環境を有しており、西海国立公園、大村湾県立公園、西彼杵半島県立公園に指定されている。



(2) 気候

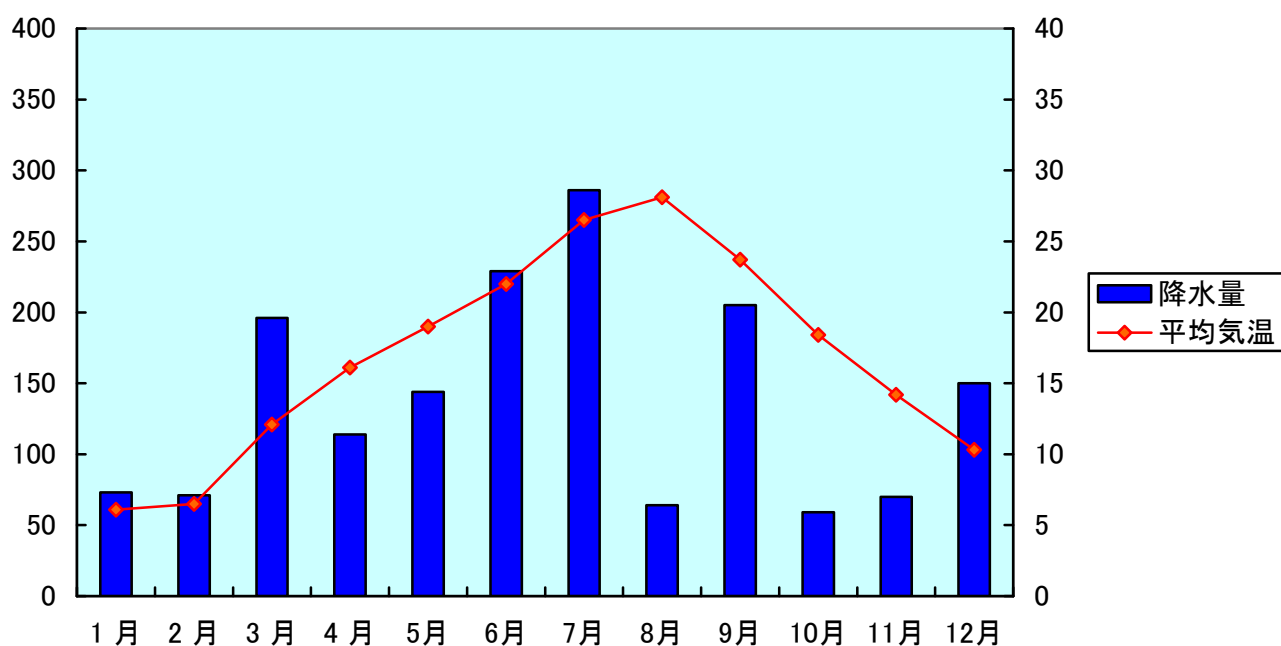
(防災基地対策課)

気候は、概ね年間平均気温16～17℃、年間降水量1,600～2,000ミリであり、比較的温暖多雨の恵まれた気象条件にある。

6月～7月にかけて梅雨前線による局地的豪雨や、7月～10月にかけて台風の接近または上陸により暴風雨、豪雨に見舞われることがある。

また、7月～10月の台風、11月～3月は冬型の強い季節風による高波が発生しやすく、船舶の航行に影響が出ることも多い。

平成30年における月別降水量と月平均気温



(3) 人口分布

(防災基地対策課、市民課)

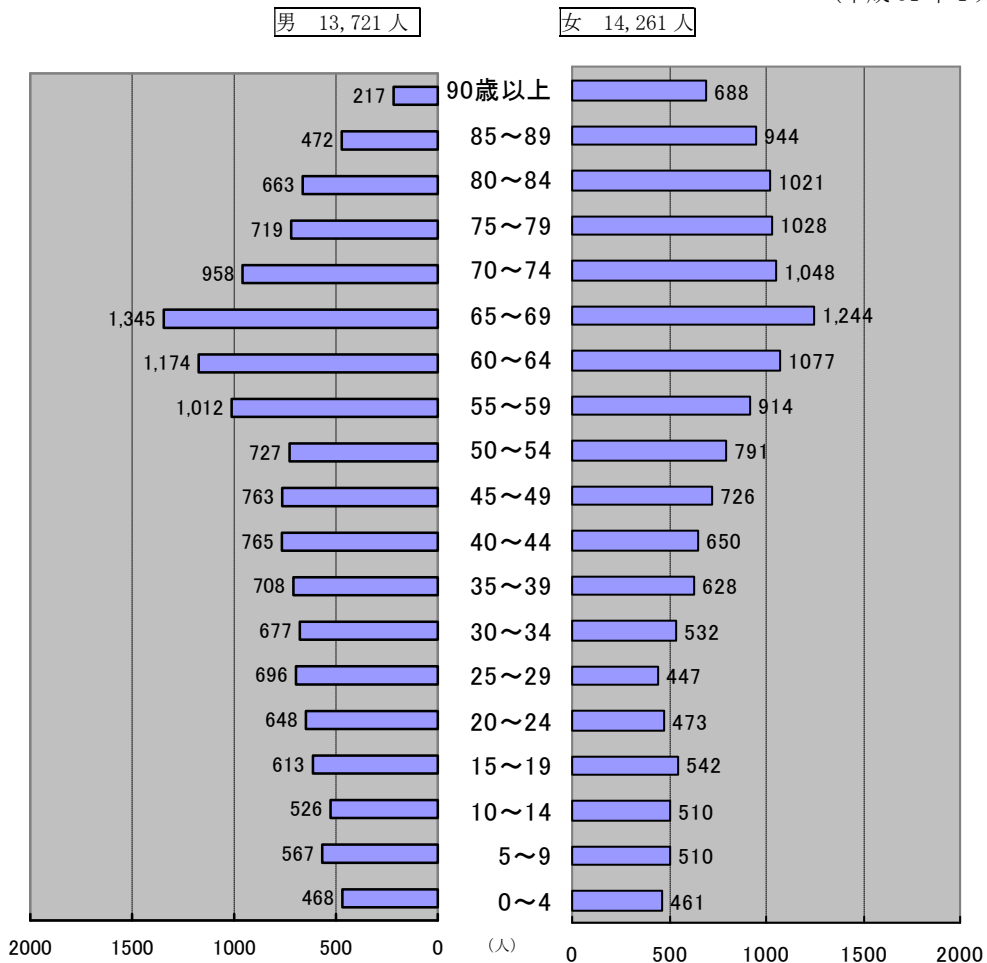
本市の人口(令和4年10月1日現在)は25,882人、うち男12,759人、女13,123人、世帯数は、12,293世帯であり、集落が点在する典型的な農漁村地帯である。

【総合支所管内の世帯数・人口】 (令和4年10月1日現在)

所管地区	世帯数	人口総数	男	女
西彼	3,424	8,089	3,893	4,196
西海	2,912	6,830	3,276	3,554
大島	2,576	4,534	2,375	2,159
崎戸	759	1,195	624	571
大瀬戸	2,622	5,234	2,591	2,643
合計	12,293	25,882	12,759	13,123

【市の人口ピラミッド】

(平成31年1月1日現在)



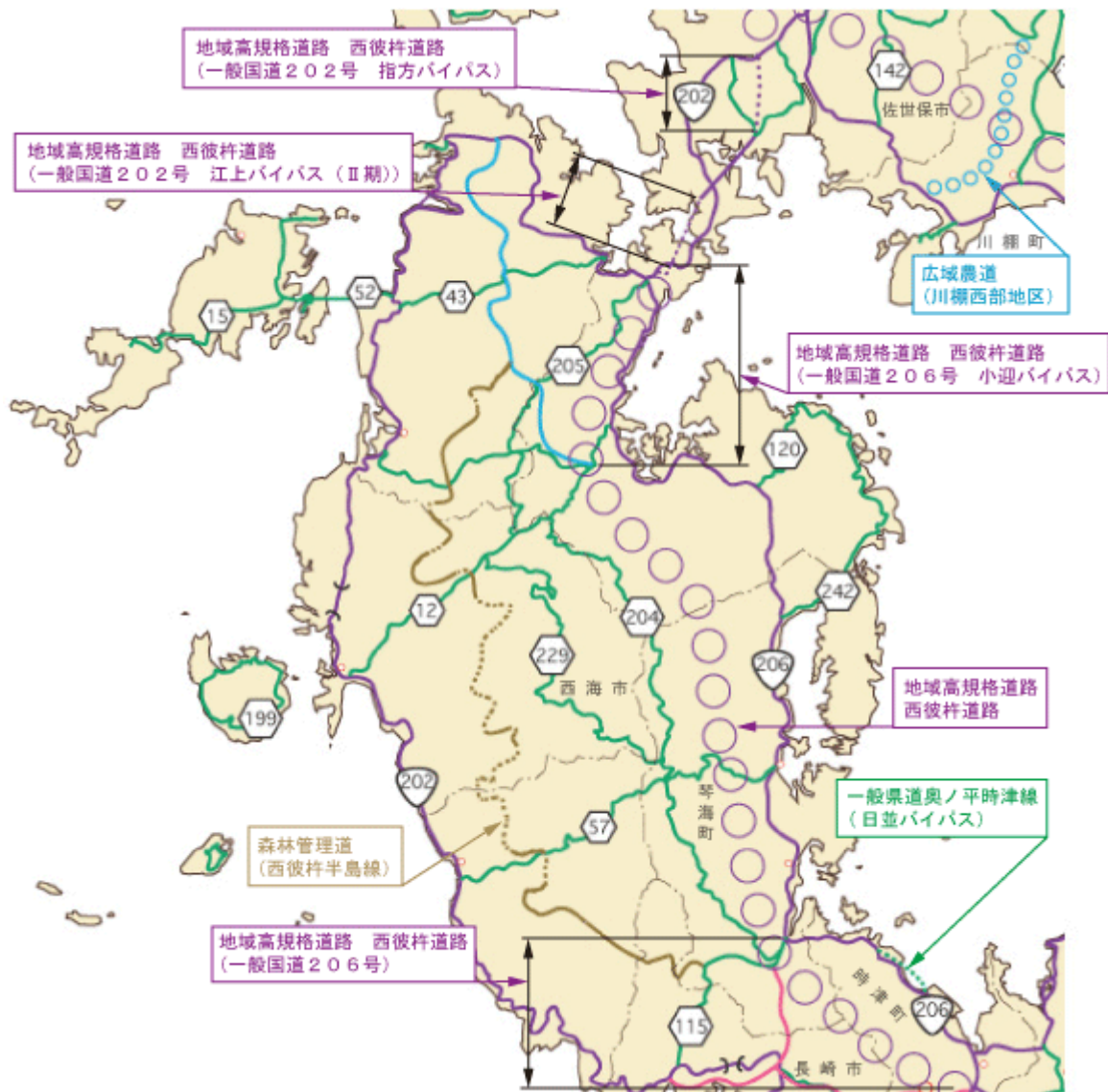
(令和4年12月末住民基本台帳を基にした年齢別人口)

(4) 道路の位置等

(建設課、農林課)

道路は、東側に国道206号、西側に国道202号が南北に延びており、長崎市及び佐世保市と繋がっている。また、市内には、主要地方道大瀬戸西彼線や広域農道等があり、各町を結んでいる。

有料道路は、佐世保市と繋がっている西海パールラインがある。

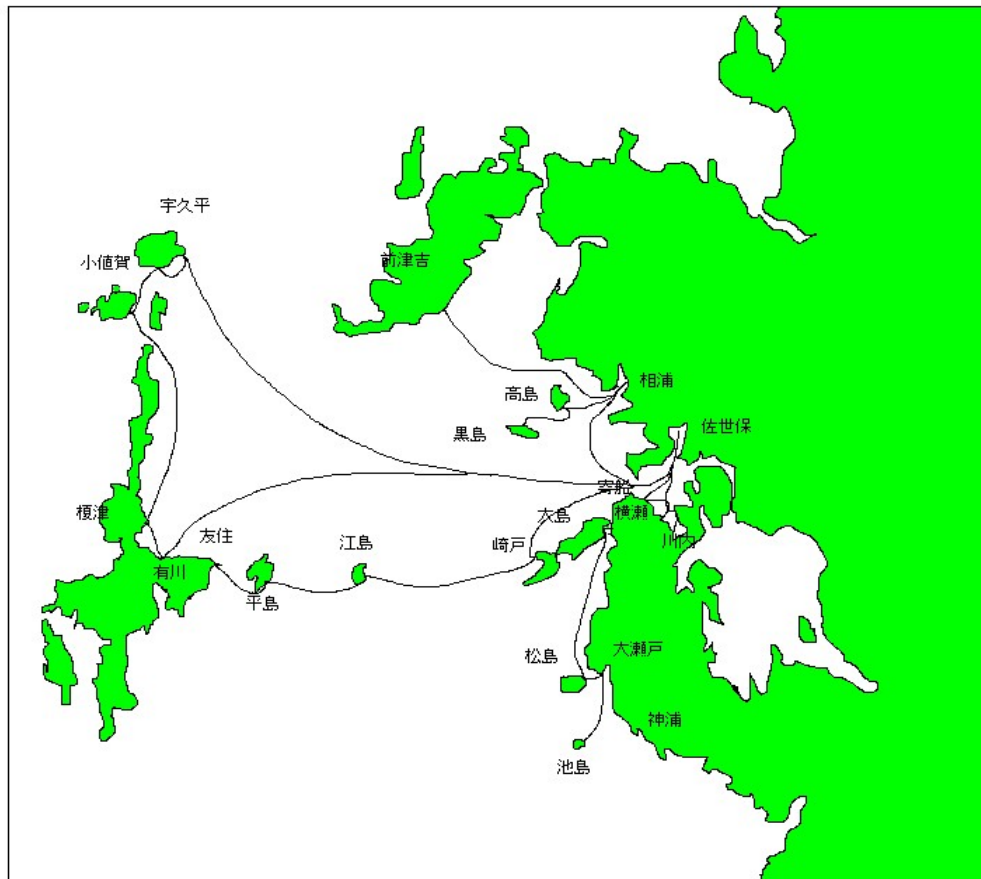


(5) 公共交通体系

(防災基地対策課)

本市の公共交通体系は、路線バスと松島（人口 393 人、224 世帯）、江島（人口 99 人、75 世帯）及び平島（人口 126 人、85 世帯）を結ぶ定期航路がある。

路線バスは、民間事業者 1 社により運行されており、定期航路は、民間事業者 4 航路、市営 1 航路あり市民生活に必要不可欠な交通手段である。



(6) 米軍施設

(防災基地対策課)

米海軍佐世保基地の一部である横瀬貯油所及びLCAC（エルキャック）保管施設が、本市西海町に配備されている。

(7) 観光

(ふるさと資源推進課)

本市には、自然環境や西海橋、七ツ釜鍾乳洞、長崎バイオパーク等魅力的な観光地が多数存在している。

また、西海ツーリズム協会を中心に農業や漁業等を中心とした地場産業との連携によるグリーン・ツーリズムなど体験型観光を積極的に推進し、観光客数は、平成 29 年度で約 108 万人となっている。

(8) その他

(政策企画課)

本市内には、大瀬戸町に松島火力発電所、大島町に大島造船所が所在しており、多くの従業員が働いている。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

(防災基地対策課)

### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

類 型	特 徴
着上陸侵攻	国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	突発的に被害が発生することも考えられる
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難であり、短時間での着弾が予想される
航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べ時間的余裕があるものの、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難

### 2 緊急対処事態

(防災基地対策課)

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

事 態	特 徴
危険性を内在する物資を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事業所等の破壊</li> <li>石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li> <li>危険物積載船への攻撃</li> <li>ダム等の破壊</li> </ul>
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</li> <li>列車等の爆破</li> </ul>
多数の人を殺傷する特性を有する物資等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</li> <li>炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> <li>市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> <li>水源地に対する毒素等の混入</li> </ul>
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>弾道ミサイル等の飛来</li> </ul>